

館山市創業支援セミナー

起業のこと、
誰に相談すればいいの...?

2

0

2

6

起業したい！
でも、何から始め
ればいいのか？

◆様々な創業支援を行っている専門家たちが、「創業のいろは」を教えます◆

対 象：起業をお考えの方、創業後5年以内の方

場 所：館山市コミュニティセンター2階 第2学習室（館山市北条740-1）

申 込：右のQRコードからお申込

または館山市雇用商工課にお電話ください

申込期日：令和8年7月17日（金）～令和8年8月31日（月）

受 講 料：無料

定 員：20名程度

【連絡先（事務局）】

館山市 建設経済部 雇用商工課 ☎：0470-22-3362

〒294-8601 館山市北条1145-1



読み込めない
場合は下記の
アドレスを検索
してください。

<https://logoform.jp/form/vytZ/1564442>

	日程	内容	講師
第1回	9/4（金） 18:00～20:00	創業に必要な基礎知識 ～失敗しない創業準備～	千葉県産業振興センター よろず支援拠点
第2回	9/11（金） 18:00～20:00	事業計画書策定方法 ～事業内容編～	日本政策金融公庫館山支店
第3回	9/18（金） 18:00～20:00	事業計画書策定方法 ～資金計画調達編～	日本政策金融公庫館山支店
第4回	9/25（金） 18:00～20:00	創業に必要な税務・経理 の基礎知識	千葉県税理士会館山支部

☆優遇措置があります☆

全4回のセミナーを受講された方は、申請していただくと、館山市より「特定創業支援等事業」の証明書が発行されます。これにより、次の支援を受けることができます。（※審査があるものもございます。）

1. 館山市内での会社設立時、登録免許税が資本金の0.7パーセントから0.35パーセントに軽減
2. 無担保、第三者保証なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能
3. 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として、利用することが可能

※証明書は、支援を受けたことの証明であり、優遇措置を受けることを保証するものではありません。

※法改正等により優遇措置が変更・終了することがありますのでご注意ください。

※証明書の発行は無料ですが、申請から発行まで1週間程度お時間いただきます。

共催：館山市／公益財団法人 千葉県産業振興センター（千葉県よろず支援拠点）／
日本政策金融公庫／千葉県税理士会館山支部